

白 糠 町 農 業 委 員 会
第 7 回 総 会 議 事 録

自 平成30年 4 月 23 日
至 平成30年 4 月 23 日

白 糠 町 農 業 委 員 会

第 7 回 白 糠 町 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

平成30年 4 月 23 日

1 本委員会に出席した委員の氏名及び議事録署名委員の氏名

議席	委 員 氏 名	出 欠	署 名	所 属
議長	林 善 幸	○		総 務
1	石 田 正 義	○		農 地
2	對 木 範 誉	○		農 地
3	酒 井 伸 吾	○		総 務
4	松 本 隆 志	○	○	総 務
5	中 河 敏 史	○		農 地
6	澁 谷 幸 子	○	○	総 務
7	峯 田 弘 子	○		農 地
8	照 井 明	○		農 地

2 事務局職員の出席した者

事務局長 山田雄大
主 幹 齊藤嘉重
主 任 澁谷直樹

3 委員会に付議した議件

日程 1 議事録署名委員の指名
日程 2 会務報告
日程 3 報告第 4 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出
日程 4 報告第 5 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知
日程 5 議案第 22 号 農用地利用集積計画の作成の要請
日程 6 議案第 23 号 現況証明願

開会 午後1時30分

議長 これより第7回農業委員会総会を開会いたします。
ただ今の出席委員数は9名であります。
白糠町農業委員会会議規則第6条の規定により、委員の過半数の出席で会議が成立しております。

日程第1 「議事録署名委員の指名」を行います。
本日の議事録署名委員は、会議規則第13条第2項により、2名の委員を議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、私の方から議事録署名委員を指名いたします。
4番、松本委員、6番、澁谷委員、以上2名を指名いたします。

日程第2 「会務報告」をいたします。
3月30日、「職員の定年退職に伴う辞令交付、人事異動発令に伴う辞令交付は、役場で執り行われ、私が出席しております。
4月12日から13日にかけては「平成30年度釧路地方農業委員会連合会通常総会及び地区別農業委員会会長・事務局長会議」を阿寒で開催、私と事務局長が出席しております。
4月15日、ウレシパチセ落成式に、私が出席しております。
4月16日の「現況調査」には、對木委員、石田委員、中河委員の3名にて調査を実施しております。議案の審議事項にもなっておりますので、後ほど調査委員から報告していただきます。
4月18日、「白糠町新農業ビジョン推進協議会」総会が役場で開催され、私が出席しております。
以上、会務報告とさせていただきます。

日程第3 報告第4号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について議題といたします。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。
斉藤係長よろしく願いいたします。

斉藤主幹 報告第4号 「農地法第3条の3第1項の規定による届出」。
下記のとおり「農地法第3条の3第1項の規定による届出」があったので報告する。
平成30年4月23日提出。
白糠町農業委員会 会長 林 善幸。
記。
号別1 被相続人 ●●● 相続人 ●●●
次のページをお開き下さい。
号別1の●●●様におかれましては、このあと、議案第22号の農用地利用集積計画の対象者でもあります。
今年の3月に相続登記が終了したため、事務局に届け出がありました。

参考にまで「位置図及び地番図」にて相続となった現況農地の箇所を掲載しておりますので、ご参照願います。

以上、報告第4号の説明とさせていただきます。

議長 報告第4号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、報告第4号につきましては、原案のとおり承認いたします。

日程第4 報告第5号「農地法第18条第6項の規定による通知」についてを議題といたします。

事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹よろしく願いいたします。

斉藤主幹 報告第5号「農地法第18条第6項の規定による通知」。
農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について、賃貸借の解約がなされ、農地法第18条第6項の規定に基づく通知があったので報告する。

平成30年4月23日提出。

白糠町農業委員会 会長 林 善幸。

記。

農地法第18条第6項の規定による通知者氏名。

号別1、貸主 ●●● 借主 ●●●

次のページをおめくり願います。

号別1の所在地は●●●の所在地でもあります。地図では施設が建つ前の状態です。

解約事由は、賃貸借から売買に変更するための合意解約です。

以上、報告第5号の説明とさせていただきます。

議長 報告第5号の質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号につきましては、原案のとおり承認いたします。

日程第5 議案第22号「農用地利用集積計画の作成の要請」についてを議題といたします。

なお、議案中、号別3、7につきましては、私は会議規則10条の規定より関わりがありますので議事に参与することができませんので、あらかじめ私が退席し、職務代理者にこの件につきまして進めていただきたいと思います。

先に、号別1、2、4、5、6についてご審議をいただき、審議が終了しましたら、議長の交代をします。

では、事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹よろしくお願いいたします。

斉藤主幹

議案第22号「農用地利用集積計画の作成の要請」。

下記の農用地利用集積計画は、利用権の設定等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、白糖町に対し、農用地利用集積計画の作成を要請することについて本会の審議を求める。

平成30年4月23日提出。

白糖町農業委員会 会長 林 善幸。

次のページをおめくり願います。

「農用地利用集積計画の作成の要請（貸借権設定）」。

号別1であります。貸付人 ●●●様から 借受人 ●●●様へ年間●●●円の9年間になります。

地図と議案を交互に参照していただきながら、審議していただきたく存じます。

号別2であります。貸付人 ●●●様から 借受人 ●●●様へ年間●●●円の9年間になります。

号別4であります。貸付人 ●●●から 借受人 ●●●様へ年間●●●円の9年間になります。

号別5であります。貸付人 ●●●様から 借受人 ●●●様へ年間●●●円の9年間になります。

号別6であります。貸付人 ●●●様から 借受人 ●●●様へ年間●●●円の9年間になります。

以上、号別1、2、4、5、6の説明とさせていただきます。

議長

ただいま説明のありました、議案第22号の号別1から7のうち、号別3、7を除いた質疑をお受けいたします。

(出席委員) (なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員)

(「異議なし」の声あり)

議長

ご異議なしと認めます。

それでは、ここで●●●は会議規則10条の規定より関わりがありますので議事に参与することができませんので、あらかじめ●●●が退席し、職務代理者にこの件につきまして進めていただきたく存じます。

照井委員、お願いいたします。

暫時休憩します。

《●●●退席》

職務代理者
(照井委員)

休憩を解き、再開いたします。

それでは、引き続き会議を進めます。

事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

斉藤主幹

それでは号別3であります。貸付人 ●●●様から 借受人 ●●●様へ年間●●●円の6年間。

号別7であります。貸付人 ●●●様から 借受人 ●●●様へ年間●●●円の6年間。

以上、号別3、7の説明させていただきます。

職務代理者
(照井委員)

議案第22号中、号別3、7について質疑をお受けします。

石田委員

号別7の上茶路の関係なのだけど、地元の●●●さんが使っていたのだと思うのだけど、●●●さんが亡くなって、その後どうなっていたのか。

斉藤主幹

●●●様は●●●の構成となっておりますので、再設定するときは、法人に変更する流れになっております。例えばもう一方の●●●の関係は●●●さんが使っていました。同様に●●●の構成員となっていることから、これを機に法人に移行する手続きになっています。

職務代理者
(照井委員)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員)

(「異議なし」の声あり)

職務代理者
(照井委員)

ご異議なしと認めます。

よって、原案のとおり決定いたします。

それでは、ここで議長を交代します。

暫時休憩します。

《暫時休憩、会長入室》

会長にお伝えします。

ただいま審議を終了いたしました、議案第22号につきましては原案のとおり決定したことをお伝えします。

《議長交代》

議 長 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第6 議案第23号「現況証明願い」についてを議題といたします。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。
斉藤主幹よろしく願いいたします。

斉藤主幹 議案第23号「現況証明願い」。
下記のとおり農地法関係事務処理要領に基づく願出があったので、
証明について本会の審議を求める。
平成30年4月23日提出。
白糠町農業委員会 会長 林 善幸。
記。
号別1、願出人●●●
次のページでございます。
号別1の所在地は、●●●筆、面積は●●●平方メートル。公簿地目は「畑」であります。土地の所有者は●●●様で願出人と同じであります。
願出理由は地目変更です。
以上、議案第23号の説明とさせていただきます。

議 長 それでは、調査にあたりました、現況調査委員長の對木委員より調査報告をお願いします。

對木委員 2番 對木です。
現況調査の結果について報告します。
4月16日、私と石田委員、中河委員の3名において現地を確認いたしました。
図面に示しておりますとおり、現在は農業用施設用地としてTMRセンターが稼働している状況のため、申請地は農地として利用されておらず、現状は農地、採草放牧地以外と判定したところであります。
以上をもちまして、現況調査結果の報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。
質疑をお受けする前に、この内容は、先程審議した報告第5号で、解約された場所でもあります。解約の理由が、売買でしたが、現況証明のあと、どのような手続きになるのか、事務局より補足説明を求めます。

斉藤主幹 補足説明いたします。この●●●筆の土地につきましては、地目変更を経て、売買する方向で話が進んでいます。
土地に附帯している施設の所有者が、購入される見込みとなっております。
経過を申し上げますと、この土地は平成25年に利用集積計画にて10年間の賃貸借契約を結んでいましたので、登記簿上は畑のままです。
転用と違って、利用集積の賃貸だったためこのような事象が発生したことになります。施設が建った直後でも現況証明等で地目変更は可能と

思われますが、売買を期に、今回、申し出があったものです。
以上、議案第23号の補足説明とさせていただきます。

議 長 それでは、議案第23号についての質疑をお受けいたします。
質疑ございませんか。

(出席委員) (なし)

議 長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(出席委員) (「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第23号につきましては、原案のとおり決定いたします。

以上をもちまして、本日予定しておりました議案につきましては、全
て終了いたしました。
これをもちまして、第7回農業委員会総会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

(閉会時間 午後1時53分)